

死刑執行に抗議する会長声明

去る8月2日、福岡拘置所において1名、東京拘置所において1名、合計2名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

我が国での死刑執行は、今世紀に入ってから、2011年を除いて毎年行われており、2001年以降これまで合計90人もの死刑確定者が、国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

当会は、最近では、昨年12月27日の死刑執行に対し、抗議する声明を発表し、すべての死刑の執行を停止することを強く要請した。それにもかかわらず、今回の死刑が執行されたことは、まことに遺憾であり、当会は、今回の死刑執行に対し、強く抗議するものである。

たしかに、突然に不条理な犯罪の被害にあい、大切な人を奪われた状況において、被害者の遺族が厳罰を望むことはごく自然な心情である。しかも、わが国においては、犯罪被害者及び被害者遺族に対する精神的・経済的・社会的支援がまだまだ不十分であり、十分な支援を行うことは社会全体の責務である。

しかし、そもそも、死刑は、生命を剥奪するという重大かつ深刻な人権侵害行為であること、誤判・えん罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなど様々な問題を内包している。

我が国では、死刑事件について、すでに4件もの再審無罪判決が確定しており（免田・財田川・松山・島田各事件）、えん罪によって死刑が執行される可能性が現実のものであることが明らかにされた。

世界的な視野で見ると、欧州連合（EU）加盟国を中心とする世界の約3分の2の国々が死刑を廃止又は停止している。経済協力開発機構（OECD）加盟国35か国のうち死刑を存置しているのは、日本・米国・韓国であるが、米国は50州のうち19州が死刑を廃止し、4州で知事が執行停止を宣言している。韓国では、20年以上、死刑の執行が停止されている。したがって、OECD加盟国のうち、国家として統一的に死刑を執行しているのは日本だけである。

国連総会は過去7度に亘り「死刑廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議を採択し、国連人権理事会で実施された過去3回のUPR（普遍的定期的審査）では、日本に対し、死刑廃止に向けた行動の勧告を出している。

当会は、本件死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、死刑制度についての全社会的議論を求め、この議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

2019年（令和元年）8月6日

福岡県弁護士会会長 山口 雅 司